ふれあい活動員・福祉推進員とは?

安心して生活ができるように、地域ぐるみで、要援護者一人ひとりに対して、**見守り活動**(声かけ、安否確認)、**訪問活動**(話し相手、相談・情報提供・緊急時の連絡等)、**支援活動**(簡単な生活の手伝い)をする地域のボランティアです。

なぜ、ふれあい活動員・福祉推進員が必要??

高齢化率30%を超え、認知症や寝たきり等の高齢者が増加しています。一人暮らし高齢者世帯も増加し、家庭介護機能の低下、介護疲れによる虐待が問題となっております。また、近年地域との交流が希薄化していることで、孤立・孤独死などの問題や課題も増加しています。

そこで、昔のように「向こう三軒両隣り」「遠くの親族より近くの人」という、助け合いの 復古が必要になってきました。そこで誕生したのが「ふれあい活動員・福祉推進員」の取組 みです。

ふれあい活動員・福祉推進員

設置単位:行政区内に1名以上。地域の実情に合わせて増員できる。

黍 嘱:区長と民生委員が協議し推薦。これを市社協会長が委嘱する。

任 期: 2年。ただし、再任を妨げない。



★ぶれあい活動

① 見守り:あいさつ、見守り、安否確認の訪問

② 情報提供:社会資源(福祉サービス、福祉ボランティア)、町の話題等

③ 自立促進:意欲向上(生きる喜びを感じる)

④ 生活支援:簡単な生活のお手伝い、代筆や代読

⑤ 地域づくり:地域への愛着や関心をいだき、地域カアップ!!